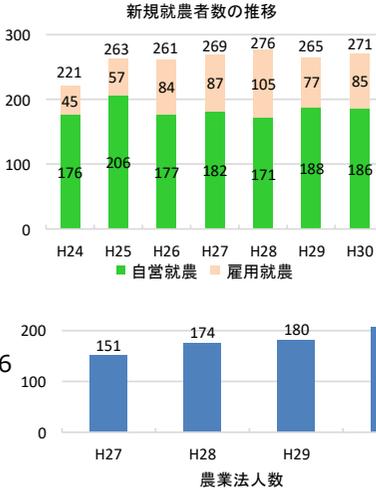


多様な担い手の確保・育成

現 状

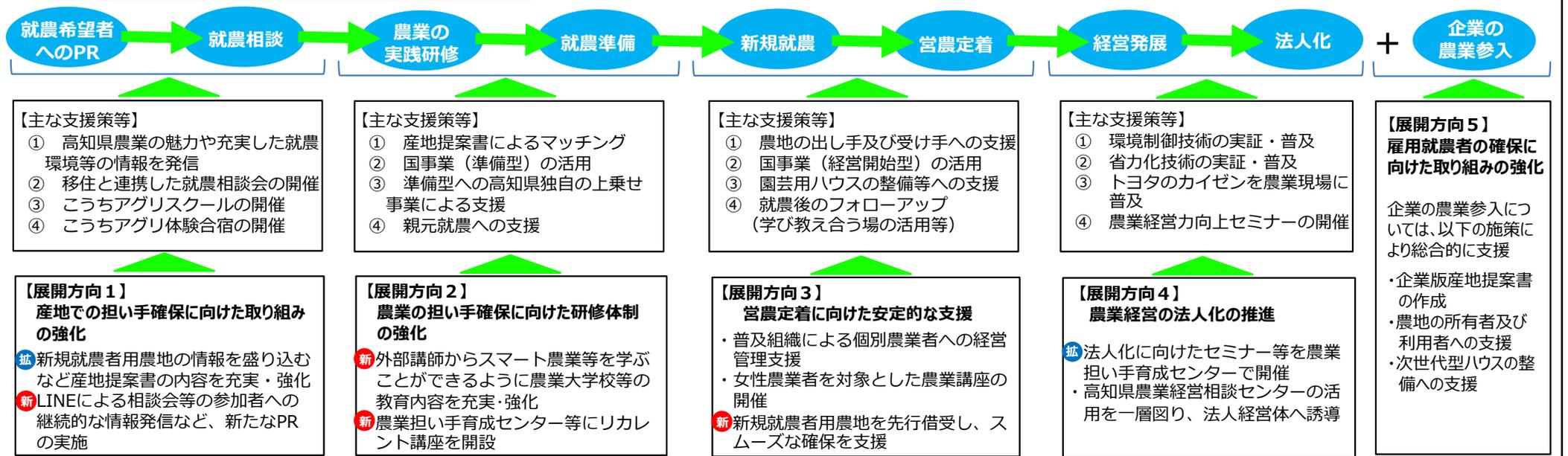
- ◆ 新規就農者については、「産地提案型担い手確保対策」の取り組みや農業大学校等の研修受入機関の充実・強化等により、年間320人（自営就農220人、雇用就農100人）の確保・育成に取り組んでいるところ。
- ◆ その結果、新規就農者数は、近年270人前後で推移し、平成30年度は、271人となったが、目標値には届いていない状況。
 - 新規就農者数 H30：271人（自営就農186人、雇用就農85人）
 - 産地提案書数 H27：25市町村31提案 → H30：32市町村79提案
 - 農業大学校の入学者 H27：33人 → R元：28人
 - 農業担い手育成センターの長期研修生 H27：21人 → H30：32人
- ◆ 農業経営の法人化については、農業経営力向上セミナーの開催等により一定進展しているが、他県と比較して法人経営体が少ない状況。
 - 農業法人（農地の権利を取得し農業経営を行う法人）H27：151 → H30：206
- ◆ 企業の農業参入については、農地の借入れから次世代ハウスの整備までを総合的に支援することでこれまでに7企業の農業参入が実現。



課 題

- 課題1 U・Iターン就農や親元就農の強化等による自営就農の促進**
移住部署と連携した県外からの人材確保や就農環境の整った親元就農等を図ることにより、自営就農の促進を図ることが必要。
- 課題2 農業大学校及び農業担い手育成センターの定員の充足**
実員が定員に達していないことから、その魅力を高め、入学者・研修生の増加を図ることが必要。
- 課題3 就農後5年間の営農定着**
就農後5年間は技術的、経営的に安定しないことから、この期間での営農定着に向けたサポートが必要。
- 課題4 農業経営の法人化**
働き方改革が求められている中、安定的な労働力の確保などのためには、農業経営の法人化により雇用条件の整備等を進めることが必要。
- 課題5 雇用就農の受け皿づくり**
農業経営体の法人化や企業の農業参入を促進することで雇用の場を確保し、雇用就農の促進を図ることが必要。

これまでの取り組みと新たな施策の展開方向



（目標の達成） ① 新規就農者数（年間）：R5年 320人、R11年 320人、② 農業法人数（累計）：R5年 445法人、R11年 649法人